

## 兵庫県立須磨東高等学校生徒活動振興会会則

- 第1条（名称） 本会は、兵庫県立須磨東高等学校生徒活動振興会と称し、事務局を須磨東高等学校内に置く。
- 第2条（会員） 会員は同校のPTAの会員で構成する。
- 第3条（入会） 本会への入会は兵庫県立須磨東高等学校PTAへの入会を同時とする。
- 第4条（目的） 本会は、同校の生徒が部活動に参加し、活発に活動できるよう生徒活動に財政的な支援をすることを目的とする。
- 第5条（事業）
- （1）部活動における協会・連盟への登録の負担
  - （2）全国大会、近畿大会、またはこれに準ずる大会など近畿大会レベル以上の校外における活動に必要な諸経費の補助
  - （3）全国大会、近畿大会、またはこれに準ずる大会など近畿大会レベル以上の大会に出場する場合横断幕もしくは懸垂幕の設置
  - （4）全生徒が参加する学校行事などへの支援
  - （5）その他必要に応じ、本会役員会にはかり決定する。
- 第6条（役員） 本会には役員会を置き、その編成は次のとおりとする。
- 顧問 学校長
- 会長 PTA 会長
- 理事 PTA 副会長
- 教頭、事務長、文化部顧問代表、体育部顧問代表、総務部長  
生徒指導部長、必要に応じて関係顧問
- 書記 PTA 書記が兼務
- 会計 PTA 会計が兼務
- 会計監査 PTA 会計監査が兼務
- 第7条（任期） 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない
- 第8条（運営） 本会の運営は、必要に応じ本会役員会で本会則に従って協議の上行う
- 第9条（会費） 本会会員は、生徒一人を単位として、月額300円を本会会費として納入する。
- 第10条（退会） 本校生徒が兵庫県立須磨東高等学校を卒業したとき  
本校生徒が兵庫県立高等学校を退学したとき  
本校生徒が死亡したとき
- 第11条（改正） 本会則の改正は、本会役員会の承認を得て行うものとする。
- 附則** この会は平成11年1月16日から実施
- 一部改正 平成20年4月1日
  - 一部改正 平成25年4月1日
  - 一部改正 平成27年4月1日
  - 一部改正 令和5年5月23日